

緊急消防援助隊鳥取県大隊  
応援等実施計画

令和4年3月

鳥取県

## 緊急消防援助隊鳥取県大隊応援等実施計画 目次

- 第1章 総則
- 第2章 鳥取県大隊等の編成
- 第3章 鳥取県大隊等の出動
- 第4章 現場活動
- 第5章 後方支援活動
- 第6章 活動終了
- 第7章 活動報告等
- 第8章 その他

(資料等)

- 別表第1 用語の定義
- 別表第2 鳥取県緊急消防援助隊連絡先
- 別表第3 関係機関連絡先一覧表
- 別表第4 鳥取県の登録隊
- 別表第5 鳥取県大隊の標準的な隊編成【地震】
- 別表第6 鳥取県大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】
- 別表第7 鳥取県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材【共通】
- 別表第8 鳥取県NBC災害即応部隊の編成
- 別表第9 鳥取県土砂・風水害機動支援部隊の編成
- 別表第10 地震時等の出動等に係る取決め
- 別表第11 集結場所
- 別表第12 鳥取県大隊無線通信運用体制
- 別表第13 鳥取県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）
- 別紙第1 鳥取県大隊等指揮体制
- 別紙第2 出動隊・連絡先等報告書
- 別紙第3 公務従事車両証明書
- 別紙第4 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告
- 運用要綱別記様式1 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制
- 運用要綱別記様式2 緊急消防援助隊活動報告（日報）
- 要請要綱別記様式2-1 出動可能隊数報告及び出動準備依頼
- 要請要綱別記様式2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告
- 要請要綱別記様式3-1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示
- 要請要綱別記様式3-4 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）
- 要請要綱別記様式5 緊急消防援助隊活動報告書

# 緊急消防援助隊鳥取県大隊応援等実施計画

令和4年3月16日 第202100313078号

## 第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条の規定に基づき、鳥取県大隊、鳥取県統合機動部隊、鳥取県東部広域行政管理組合消防局NBC災害即応部隊、鳥取県土砂・風水害機動支援部隊（以下「鳥取県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、鳥取県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局とする。

2 代表消防機関代行は以下の消防局とし、次の順位により代表消防機関を代行するものとする。

(1) 第1順位 鳥取県西部広域行政管理組合消防局

(2) 第2順位 鳥取中部ふるさと広域連合消防局

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

## 第2章 鳥取県大隊等の編成

(県内ブロック)

第3 鳥取県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、鳥取県内の構成を消防局単位とする。

2 代表消防機関は県内の次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 出動に係る連絡及び調整

(2) 後方支援活動に係る連絡及び調整

(3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防局の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

(3) 鳥取県から各消防局に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関を経由するものとする。

(4) 各消防局から鳥取県に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関を経由するものとする。

とする。

- (5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には鳥取県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(鳥取県大隊等の編成)

第5 鳥取県の登録隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 地震災害における鳥取県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防局の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における鳥取県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防局の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における鳥取県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防局の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- 5 大隊は、県単位とし、「鳥取県大隊」と呼称するものとする。なお、鳥取県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。
- 6 統合機動部隊は、「鳥取県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、鳥取県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。ただし別表第5(2)及び別表第6(2)にあつては代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- 7 中隊は、消防局単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。なお、中隊長は鳥取県大隊長が指定するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防局の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、鳥取県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の内から鳥取県大隊長が指定するものとする。
- 10 NBC災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、鳥取県東部広域行政管理組合消防局NBC災害即応部隊（以下「鳥取県NBC災害即応部隊」という。）と呼称するものとする。なお、鳥取県東部広域行政管理組合消防局NBC災害即応部隊長（以下「鳥取県NBC災害即応部隊長」という。）は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局の職員をもって充てるものとする。
- 11 土砂・風水害機動支援部隊は別表第9のとおり編成し、「鳥取県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 鳥取県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19

号。以下「運用要綱」という。) 別記様式1のとおりとする

- 3 鳥取県大隊長は、鳥取県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、鳥取県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 鳥取県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、鳥取県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該都道府県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 鳥取県NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 中隊長は、鳥取県大隊長指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。
- 8 小隊長は、中隊長の指揮の下で、隊員を指揮するものとする。

### 第3章 鳥取県大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る取決め)

第7 要請要綱別表A-1、A-2及びアクションプランに基づき、地震等の発生後、鳥取県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動(迅速出動を含む。)を行う対象となる事象は、別表第10のとおりとする。

(鳥取県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

第8 別表第10に定める地震等が発生し、鳥取県に属する緊急消防援助隊が出動準備(迅速出動に伴う出動準備を含む。)を行う対象となっている場合、鳥取県及び各消防局は次のとおり対応するものとする。

(1) 鳥取県は、各消防局から事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、鳥取県内で大規模な被害の発生がない又は見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防局の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊(別表第5)のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 各消防局は、地震等の発生後速やかに、鳥取県に対して事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から鳥取県大隊又は鳥取県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、鳥取県及び各消防局は次のとおり対応するものとする。

(1) 鳥取県は、各消防局に対して速やかに事前に計画された隊(別表第6又は別表第9)を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式

2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、鳥取県内で大規模な被害の発生がない又は見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防局の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 鳥取県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防局は、速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

3 前2項の場合のほか、消防庁から鳥取県大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした都道府県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした都道府県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、鳥取県及び各消防局は次のとおり対応するものとする。

(1) 鳥取県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防局に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 鳥取県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防局は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

4 鳥取県は、消防庁から鳥取県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等（災害が発生するおそれを含む。）に照らし必要と認めた場合は、各消防局に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

（集結場所）

第9 集結場所は、別表第11のとおりとする。

（鳥取県大隊及び鳥取県統合機動部隊の出動）

第10 鳥取県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により鳥取県大隊（又は鳥取県統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、出動する小隊を代表消防機関と調整し、各消防局に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、各消防局と調整するものとする。

3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防局は次のとおり対応するものとする。

(1) 鳥取県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に出動するとともに、後続する鳥取県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる事項を鳥取県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

- ア 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
  - イ 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
  - ウ 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
  - エ 被災地における通信の確保に関すること。
  - オ 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
  - カ 航空消防活動の支援に関すること。
  - キ 宿営場所の設営に関すること。
- (2) 第一次編成陸上隊は、鳥取県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。
- (3) 代表消防機関は、鳥取県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、鳥取県及び各消防局に対して連絡するものとする。
- (4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、鳥取県統合機動部隊及び鳥取県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

#### (その他の部隊の出動)

- 第11 鳥取県東部広域行政管理組合管理者鳥取市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により鳥取県NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 2 鳥取県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により鳥取県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、各消防局に対して別表第9に基づき部隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該出場の求め又は指示を受けた鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第11に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防局に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

#### (国家的な非常災害における出動)

- 第12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防局は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、鳥取県に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、鳥取県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 長官から出動の指示があった場合には、第10第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、各消防局と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね2-4時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防局は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防局における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

#### (鳥取県大隊等の出動隊数の報告)

第 13 緊急消防援助隊を出動させた消防局は、鳥取県に対して要請要綱別記様式 2 - 2 により出動隊数を報告するものとする。

2 鳥取県は、各消防局の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式 2 - 2 により出動隊数を報告するものとする。

3 各小隊を出動させた消防局は、次に掲げる事項について、鳥取県及び代表消防機関に対して別紙第 2 により報告するものとする。

- (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
- (2) 出動隊数、車両
- (3) 集結場所到着予定時刻
- (4) その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

第 14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第 15 鳥取県大隊長、鳥取県統合機動部隊長及び鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について鳥取県に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第 16 鳥取県大隊長、鳥取県統合機動部隊長、鳥取県NBC災害即応部隊長及び鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長（以下「鳥取県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 鳥取県大隊長等は、被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 鳥取県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各中隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 鳥取県大隊等の活動地域及び任務
- (3) 鳥取県大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第 17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)

途上である旨を申し出て、別紙第3「公務従事車両証明書」を提出するものとする。

- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防局名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、鳥取県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第18 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第19 鳥取県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、鳥取県大隊長等（鳥取県NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該鳥取県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第20 鳥取県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 鳥取県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

- 2 鳥取県大隊長が自ら鳥取県統合機動部隊長として出動した場合は、後続する鳥取県大隊が応援先市町村到着後、鳥取県統合機動部隊長が鳥取県大隊長の職務に就くものとする。なお、鳥取県統合機動部隊長が、鳥取県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

- 3 鳥取県統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する鳥取県大隊が被災地に到着後は、鳥取県

大隊に帰属し、鳥取県大隊長の指揮の下、鳥取県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

## 第4章 現場活動

(鳥取県大隊本部の設置)

第21 鳥取県大隊長は、鳥取県大隊長を本部長とする鳥取県大隊本部を設置するものとする。

2 鳥取県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 鳥取県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 鳥取県大隊長は、被害状況及び鳥取県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第12のとおりとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、鳥取県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、鳥取県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第23 後方支援中隊の保有資機材は、別表第7のとおりとする。

2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第13のとおりとする。

(日報)

第24 鳥取県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

## 第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第25 鳥取県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、代表消防機関の消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、鳥取県及び必要と認める消防局に対して連絡員の派遣を求めることがで

きるものとする。

5 後方支援本部は、鳥取県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
- (2) 鳥取県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
- (3) 鳥取県大隊等の隊数及び人員数の集計
- (4) 鳥取県大隊等の活動記録の集約
- (5) 各消防局に対する鳥取県大隊等の活動状況に関する情報提供
- (6) 鳥取県大隊等に対する災害に関する情報提供
- (7) 必要な資機材等の手配及び提供
- (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
- (9) 後方支援に係る鳥取県との調整
- (10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第 26 後方支援中隊は、鳥取県大隊長又は部隊長の指揮の下、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 交替要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

(相互協力)

第 27 鳥取県及び各消防局は、鳥取県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

## 第 6 章 活動終了

(鳥取県大隊等の引揚げ)

第 28 鳥取県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの指示があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 鳥取県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 鳥取県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無

- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署(所)後、鳥取県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

- 2 鳥取県は、県内の消防局に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

## 第7章 活動報告等

(活動結果報告)

第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署(所)後、鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5-1、5-2により、速やかに活動報告を行うものとする。

- 2 鳥取県は、各消防局からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5-1、5-2により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、高速道路事業者等から高速自動車国道等の通過状況(公務従事車両証明書の発行番号、車両の番号及び区間)について提出を求められた場合は、別紙第4により速やかに提出するものとする。

## 第8章 その他

(航空部隊の応援等)

第32 航空部隊に係る応援等については、鳥取県が別に定めるものとする。

(事前準備)

第33 各消防局は、鳥取県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

- 2 各消防局は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

(事故等報告)

第34 鳥取県大隊等が緊急消防援助隊として出動し又は活動した際に発生した次の事故等については、緊急消防援助隊の出動及び活動における事故等報告要領により速やかに報告するものとする。

する。ただし、後の活動に支障が無い軽微なものを除く。

- (1) 交通事故（人身、物損）、隊員の受傷事故、活動中の傷害、物損事故
- (2) 車両等（ヘリコプター、消防艇を含む。）の故障又は損傷
- (3) 集団食中毒や感染症の感染
- (4) その他、小隊長等が必要と判断したもの

（応援等実施計画の変更）

第35 鳥取県及び各消防局は年1回協議を行い、必要に応じ応援等実施計画の変更を行うものとする。

附 則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年3月12日から施行する。

ただし、第5条第9項の土砂・風水害機動支援部隊については、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年3月16日から施行する。

## 用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	政令	「緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)」をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	長官	消防庁長官をいう。	
9	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
10	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
11	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
12	県内ブロック	鳥取県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、鳥取県内の消防局を構成分けしたものをいう。	
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第13条
15	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第21条(1)
16	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
17	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(6)
18	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
19	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
20	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
21	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
22	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
23	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条

24	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
25	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
26	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
27	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
28	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
29	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
30	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
31	後方支援本部中隊	都道府県大隊が出動する際、統合機動部隊に引き続き出動する後方支援小隊で編成する隊をいう。 (出動準備に時間を要する後方支援小隊等により構成される。)	
32	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
33	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
34	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(14)
35	国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示することとなる災害をいう。首都直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
36	国家的な非常災害以外の災害	首都直下地震や南海トラフ地震など全国的な応援が必要な災害以外で、かつ、特定の隊に限定せず消火、救助、救急の各小隊など多くの隊が必要となる災害をいう。	
37	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
38	第一次編成陸上隊	都道府県大隊が出動する際、統合機動部隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。	
40	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えた上で特別に編成する隊をいう。	
41	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
42	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(18)

## 鳥取県緊急消防援助隊連絡先

◎・・・代表消防機関    ○・・・代表消防機関代行

構成消防本部	連絡先		N T T回線		鳥取県防災行政無線		地域衛星 通信ネットワーク
			電話	F A X	電話	F A X	
◎ 鳥取県東部広域行政管理組合消防局	昼間	警防課	0857-23-2303	0857-54-1221	17-5-510-2-8121	17-5-510-19	031-510-2-60
	夜間	情報指令課	0857-23-0119	0857-26-9406	17-5-510-2-8151		(FAX)031-510-19
○ 鳥取中部ふるさと広域連合消防局	昼間	警防課	0858-29-5122	0858-29-7750	17-5-520-60	17-5-520-19	031-520-60
	夜間	指令課	0858-29-5124	0858-29-7751			(FAX)031-520-19
○ 鳥取県西部広域行政管理組合消防局	昼間	警防課	0859-35-1957	0859-35-1961	17-5-530-60	17-5-530-19	031-530-60
	夜間	指令課	0859-35-1962	0859-35-1964			(FAX)031-530-19

## 関係機関連絡先一覧表

区分	関係機関名	時間帯別	連絡窓口	有線電話（NTT回線）		地域衛星通信ネットワーク		①防災行政無線（鳥取県）		備考
				電話	ファックス	電話	ファックス	電話	ファックス	
国・県関係	総務省消防庁	昼間	広域応援室	03-5253-7569	03-5253-7552	048-500-90-49013	048-500-90-49033	② 7-90-49013	7-90-49033	災害対策本部
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	② 7-90-49102	7-90-49036	
	鳥取県	昼間	消防防災課	0857-26-7062	0857-26-8139	031-200-7062	031-200-8139	① 17-5200-122 ② 31-305、306	17-5200-129 31-311	鳥取県調整本部
		夜間	防災待機室	0857-26-8100	0857-26-8137	031-200-7062	031-200-8139	① 17-5200-121	17-5200-129	
	鳥取県消防防災航空センター	昼間	消防防災航空隊	0857-38-8119	0857-38-8127	031-500-60	031-500-19	① 17-5500-60	17-5500-19	
		夜間	-	-	-	-	-	-	-	
	鳥取県警察本部	昼間	警備第二課	0857-23-0110	0857-23-0110	-	-	-	-	
		夜間	警備第二課	同上	同上	-	-	-	-	
	陸上自衛隊第8普通科連隊	昼間	第3科	0859-29-2161	-	-	-	① 17-5600-11	17-5600-19	
		夜間	第3科	同上	-	-	-	同上	同上	
	第3輸送航空隊航空自衛隊	昼間	防衛部運用班	0859-45-0211	-	-	-	-	-	
		夜間	防衛部運用班	同上	-	-	-	-	-	
第八管区海上保安本部 境海上保安部	昼間	警備救難課	0859-42-2531	0859-42-2531	-	-	① 17-3388	-		
	夜間	警備救難課	同上	同上	-	-	同上	-		
代表都道府県消防機関 (3県)	神戸市消防局	昼間	警防課	078-322-5747	078-325-8597	028-100-42	028-100-62	-	-	
		夜間	司令課	078-333-0119	078-325-8529	同上	同上	-	-	
	松江市消防本部	昼間	警防課	0852-32-9131	0852-22-9876	032-422-2-143	032-422-2-119	-	-	
		夜間	通信指令課	0852-32-9171	0852-22-0150	同上	同上	-	-	
	岡山市消防局	昼間	警防課	086-234-9979	086-234-1059	033-101-6230-203	033-101-6230-039	-	-	
		夜間	情報指令課	086-253-9978	086-253-9984	033-101-6230-200	同上	-	-	

区分	関係機関名	時間帯別	連絡窓口	有線電話（NTT回線）		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線		備考
				電話	ファックス	電話	ファックス	電話	ファックス	
出動準備都道府県隊代表消防機関（2府14県）	金沢市消防局	昼間	警防課	076-280-3094	076-280-0020	-	-	80-451-10	80-451-21	
		夜間	情報指令課	076-280-0119	076-280-4999	017-451-10	017-451-21			
	福井市消防局	昼間	救急救助課	0776-20-3998	0776-20-3119	018-350-1-1241	018-350-1-1259	-	-	
		夜間	管制課	0776-20-3999	0776-20-6119	018-350-1-1270	同上	-	-	
	大津市消防局	昼間	通信指令課	077-522-0119	077-522-4657	025-100-3-150-0	025-100-3-150-1	-	-	
		夜間	同上	同上	同上	同上	同上	-	-	
	京都市消防局	昼間	警防計画課	075-212-6727	075-212-6748	026-100-6727	026-100-6748	-	-	
		夜間	消防指令センター	075-212-6750	075-252-1190	026-100-6700	026-100-5174	-	-	
	大阪市消防局	昼間	警防課	06-4393-6545	06-4393-4750	027-400-2	027-400-5	-	-	
		夜間	司令課	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3		-	-	
	奈良県広域消防組合消防本部	昼間	中央方面隊	0744-26-0118	0744-46-9113	029-550-91	029-550-90	-	-	
		夜間	通信指令センター	0744-26-0115	0744-46-9175	同上	同上	-	-	
	和歌山市消防局	昼間	警防課	073-428-0119	073-422-0200	030-210-502	030-210-599	-	-	
		夜間	指令課	073-422-0119	同上	030-210-500	030-210-599	-	-	
	広島市消防局	昼間	警防部警防課	082-546-3451	082-249-1160	034-701-92311	034-701-92339	-	-	
		夜間	指令係	082-546-3456	082-542-1007	034-701-92391	同上	-	-	
	下関市消防局	昼間	警防課	083-233-9112	083-224-0119	035-451	-	-	-	
		夜間	情報指令課	083-233-9119	同上	-	-	-	-	
	徳島市消防局	昼間	警防課	088-656-1192	088-656-1201	036-386-2850	036-386-2290	-	-	
		夜間	通信指令課	088-656-1190	088-656-1202	036-386-2800	同上	-	-	
高松市消防局	昼間	消防防災課	087-861-1550	087-861-2504	037-431-3540	037-431-3499	-	-		
	夜間	情報指令課	087-861-2500	087-861-1544	037-431-3411	同上	-	-		
松山市消防局	昼間	警防課	089-926-9220	089-926-9188	-	-	-	-		
	夜間	通信指令課	089-926-9200	089-926-9198	-	-	-	-		
高知市消防局	昼間	警防課	088-871-7502	088-824-5082	039-501-9	039-501-399	-	-		
	夜間	総合指令課	088-822-8151	088-871-7518	-	-	-	-		
福岡市消防局	昼間	警防部警防課	092-725-6952	092-791-2420	040-130-71	040-131-75	-	-		
	夜間	災害救急指令センター	092-725-6646	092-735-1074	040-130-70	同上	-	-		
佐賀広域消防局	昼間	消防課	0952-33-6761	0952-21-2119	041-511-352	041-511-333	-	-		
	夜間	通信指令課	0952-30-0111	0952-30-0367	041-511-250	同上	-	-		
長崎市消防局	昼間	警防課	095-822-0448	095-829-1067	042-166-11	042-166-19	-	-		
	夜間	指令課	095-822-0461	095-820-8872	042-166-9-2420	-	-	-		

※時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。連絡及び要請の手段は、①NTT電話・ファックス、②地域衛星電話・ファックスの順とする。  
各都道府県消防防災主管課の連絡窓口は、「緊急消防援助隊関係参考資料（令和3年3月1日現在）参照。











鳥取県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材【共通】

令和4年3月1日現在

- ・ 国家的な非常災害以外の災害においては、統合機動部隊、各消防局の陸上隊が出動するものとする。
- ・ 特別編成陸上隊は、国家的な非常災害において特別に編成を行い、出動するものとする。

消防本部名	後方支援車両							後方支援資機材														備考
	拠点支援車I型 機能形成車	資機材搬送車 支援車II型	人員輸送車 支援車III型	機動連絡車 支援車IV型	燃料補給車	大型除染システム搭載車		テント一式	発電機	照明機器	暖房機	冷房機	簡易トイレ	トイレ薬剤	簡易ベッド	燃料携行缶	シュラフ	リアカー	椅子	簡易テント	調理器具一式	
東部消防局	1	1	1		1			3	3	3	6	6	10	10	100	5	100	3	36	2	2	
中部消防局		1						1	1		1	1	1	1	17	2	17	1	17	1	1	
西部消防局	1		1	1				2	2	2	1	1	5	2	24	2	30	1	40	1	1	
小計	2	2	2	1	1			6	6	5	8	8	16	13	141	9	147	5	93	4	4	

## 鳥取県NBC災害即応部隊の編成

令和4年3月1日現在

消防本部名	NBC災害即応部隊指揮隊	検知・救助隊		除染隊			後方支援中隊 (後方支援小隊)		その他必要な車両	
		特殊災害対応自動車	救助工作車	大型除染システム 搭載車	資機材搬送車	その他	支援車等	燃料補給車	水槽付消防ポンプ 自動車	救急車
東部消防局	1		1		1	1			1	1

## 鳥取県土砂・風水害機動支援部隊の編成

令和4年3月1日現在

消防本部名	土砂・風水害機動支援部隊 指揮隊	救助中隊 (救助小隊)		特殊装備中隊 (特殊装備小隊)		後方支援中隊 (後方支援小隊)			
		津波・大規模風水害 対策車	救助工作車	重機及び重機搬送車	水陸両用車及び搬送車	拠点機能形成車	燃料補給車	機動連絡車	指揮支援車
東部消防局	1					1	1		
中部消防局		1							1
西部消防局			1	1				1	

※その他部隊等について

- ・災害状況に応じ、必要な増隊及び増員については柔軟に対応する。
- ・部隊編成等について変更の必要が生じた場合には、各消防局で都度協議する。

鳥取県土砂・風水害機動支援部隊の後方支援体制

令和4年3月1日現在

消防本部名	後方支援車両				後方支援資機材															備考
	拠点支援機能形成車 I型	機支連絡車 IV型	燃料補給車	指揮支援車	テント一式	発電機	照明機器	暖房機	冷房機	簡易トイレ	トイレ薬剤	簡易ベッド	燃料携行缶	シュラフ	リアカー	椅子	簡易テント	調理器具一式	ベンチ	
東部消防局	1		1		3	3	3	6	6	10	10	100	5	100	3	36	2	2		
中部消防局				1									5							
西部消防局		1											5							
小計	1	1	1	1	3	3	3	6	6	10	10	100	15	100	3	36	2	2	0	

※ その他必要事項

- ・シュラフについては4次派遣隊からは各消防局保有分を使用する。
- ・食糧(湯煎)は各消防局で調達するが、給食活動については後方支援中隊が中心となり部隊で一体的に行う。
- ・仮設トイレが必要な場合は各消防局に必要数設置し、排泄物は各消防局で持帰り処理する。
- ・排出されたごみは、各消防局で分散し持帰り処理する。
- ・各消防局が準備する燃料は灯油3缶・ガソリン2缶とし、使用した燃料については部隊入れ替え時に補充する。
- ・その他必要な事項については、都度協議する。

地震時等の出動等に係る取決め

地震災害時に出動等の対象となる事象(アクションプラン適用災害は除く。)

災害発生都道府県	隊種別	災害種別							
		地震						大津波警報	
		最大震度7		最大震度6強 (東京都特別区6弱)		最大震度6弱 (政令市等5強)		大津波警報	
		複数県	1県	複数県	1県	複数県	1県	複数県	1県
兵庫県、島根県、岡山県 <small>(鳥取県大隊が第1次出動都道府県大隊となる対象の都道府県)</small>	統合機動部隊	迅速出動 ※1		迅速出動 ※1		(準備)		(準備)	
	大隊			(準備)					
石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県 <small>(鳥取県大隊が出動準備都道府県大隊となる対象の都道府県)</small>	統合機動部隊	迅速出動 ※1	(準備)	迅速出動 ※1		(準備)		(準備)	
	大隊			(準備)					

※1 地震の震央が海域の場合は、迅速出動は行わず出動準備を行う。

<参考>表の見方(地震災害時に出動等の対象となる事象)  
 ・地震時の「災害発生都道府県」は、震央が陸域の場合は震央管轄都道府県、震央が海域の場合は最大震度都道府県で読む。  
 ・地震時の「複数県」・「1県」の判断は、震度6弱(政令市等については震度5強)以上を観測した都道府県の数で行う。  
 (例1) A県で震度7、E県で震度5強(E県内の政令市:震度5強)を観測 → 最大震度7・複数県 の上段(第1次出動都道府県大隊)の欄を確認する。

アクションプラン適用時における応援先都県

アクションプランの種別	応援編成の区分	応援先都県 ※2	集結場所	集結場所 担当消防本部	広域進出拠点	進出拠点
<b>&lt;首都直下地震&gt;</b> ・東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合 ・首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	即時応援	東京都	中国自動車道 揖保川PA	東部消防局		東名高速道路 足柄SA
<b>&lt;南海トラフ地震&gt;</b> ・発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当し、発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 ・南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	即時応援	中部地方で被害大 愛媛県 近畿地方で被害大 高知県 四国地方で被害大 高知県 九州地方で被害大 大分県	岡山自動車道 高梁SA上り	東部消防局	岡山自動車道 高梁SA上り	※消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定する。

※2 被害推計及び被害状況等を踏まえ、応援先都道府県に大きな被害が見込まれない場合等には、消防庁において、状況に応じて応援先を変更する場合がある。

## 集結場所

令和 4 年 3 月 1 日現在

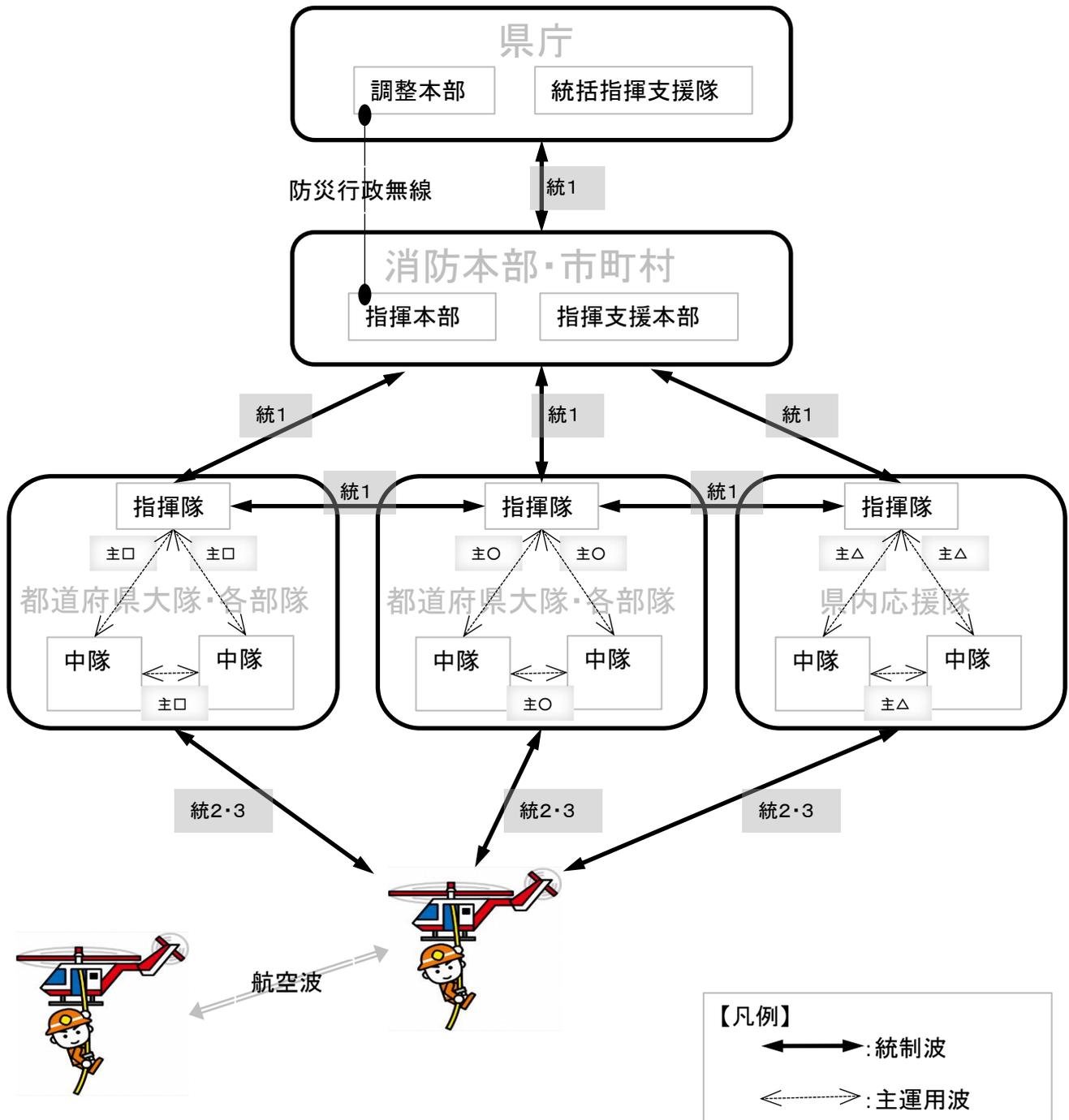
応援先都道府県 (地方・方面)	集結場所	備考	
鳥取県大隊となる 第一次出動対象の 鳥取県都道府	兵庫県	中国自動車道揖保川 P A	
	島根県	鳥取県消防学校・中国自動車道江の川 P A	被災場所を踏まえ、決定する。
	岡山県	岡山自動車道高梁 S A・美作市消防本部	被災場所を踏まえ、決定する。
鳥取県大隊が出動準備都道府県大隊となる対象の県	石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県	中国自動車道揖保川 P A	
	中国地方 (広島県、山口県)	中国自動車道江の川 P A・安佐 S A・真庭 P A	被災場所を踏まえ、決定する。
	四国地方 (徳島県、香川県、 愛媛県、高知県)	岡山自動車道高梁 S A	
	九州地方 (福岡県、佐賀県、 長崎県)	中国自動車道江の川 P A・安佐 S A	被災場所を踏まえ、決定する。

## 鳥取県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 応援都道府県大隊本部 応援都道府県各部隊の指揮隊	統制波1	【無線統制】指揮支援部隊長  ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
応援都道府県各隊間	主運用波4  ※自都道府県に指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長  ※同一の主運用波を使用する応援都道府県大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	応援都道府県は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

無線運用イメージ図



鳥取県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）

令和4年3月1日現在

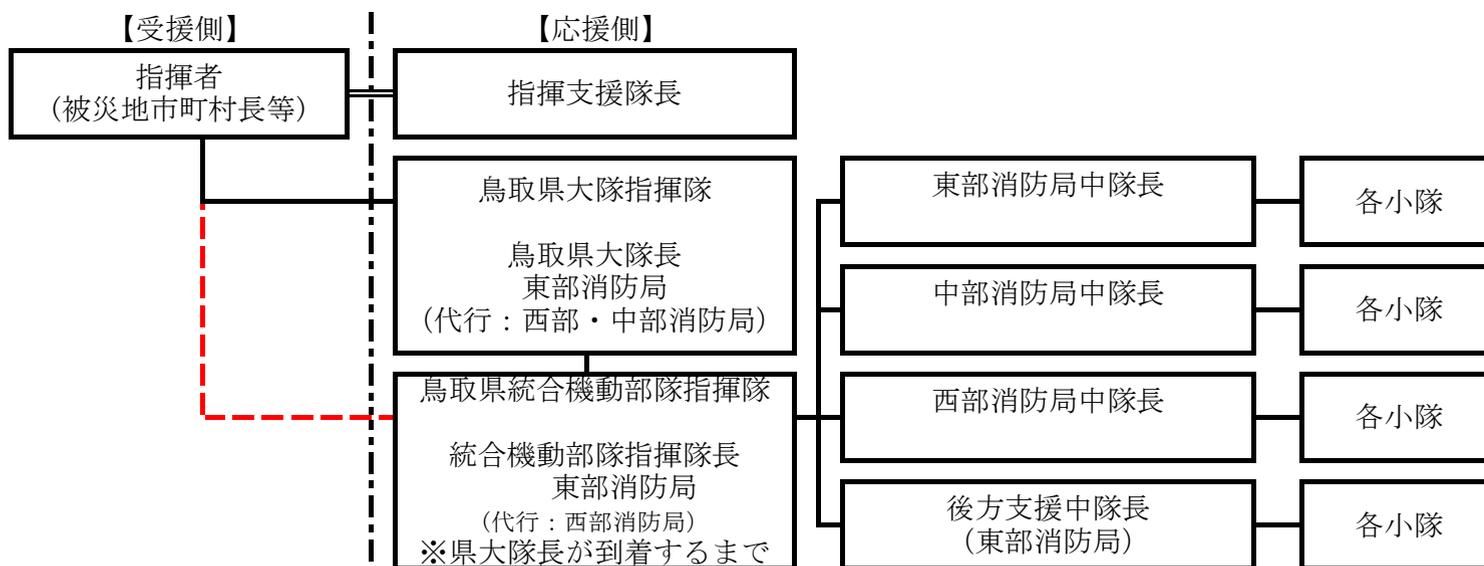
消防本部名	救助用具										破壊用具								重量物排除器具						水難救助用具					山岳救助		林野火災		その他										備考
	三連梯子	かぎ付梯子	二つ折り梯子	緩降機	滑車	救助幕・マット	救助袋	救命索発射銃	縛帯	安全帯	担架	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	電気鋸	空気鋸	削岩機	ワイヤー	クリッパー	エアカッター	万能斧	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬式ウインチ	ワイヤーロープ	潜水器具一式	救命浮き輪	救命胴衣	救命ボート	水中投光器	登山用道具一式	バスケット担架	水のう	水槽	背負式ポンプ	投光器	発動発電機	携帯用拡声器	排煙機	チェーンブロック	応急処置セット	ファイバースコープ	エアテント	
東部消防局	2	1	1	0	7	1	0	1	6	6	1	2	0	3	1	1	1	3	3	0	4	1	1	2	0	0	2	16	2	0	1	2	50	1	0	3	3	2	1	1	2	1	0	1
中部消防局	1	1	0	0	1	0	0	0	2	5	0	1	1	1	1	1	1	0	0	2	0	1	1	0	0	2	5	3	0	0	1	0	0	0	1	1	3	1	0	1	0	0	0	
西部消防局	2	1	2	1	1			1	5	5	2	2	1	2	1	1	2	3	3	1	2	1	1	1	5	2	5	1	5		1				4	4	2	5	2		2	1	2	2
合計	5	3	3	1	9	1	0	2	13	16	3	5	2	6	3	3	4	7	6	1	8	2	3	4	1	5	6	26	6	5	1	4	50	1	4	8	6	10	4	1	5	2	2	3

※各資機材の数は、各登録部隊に常備している機材等を除き、追加で応援可能な機材の数とする。

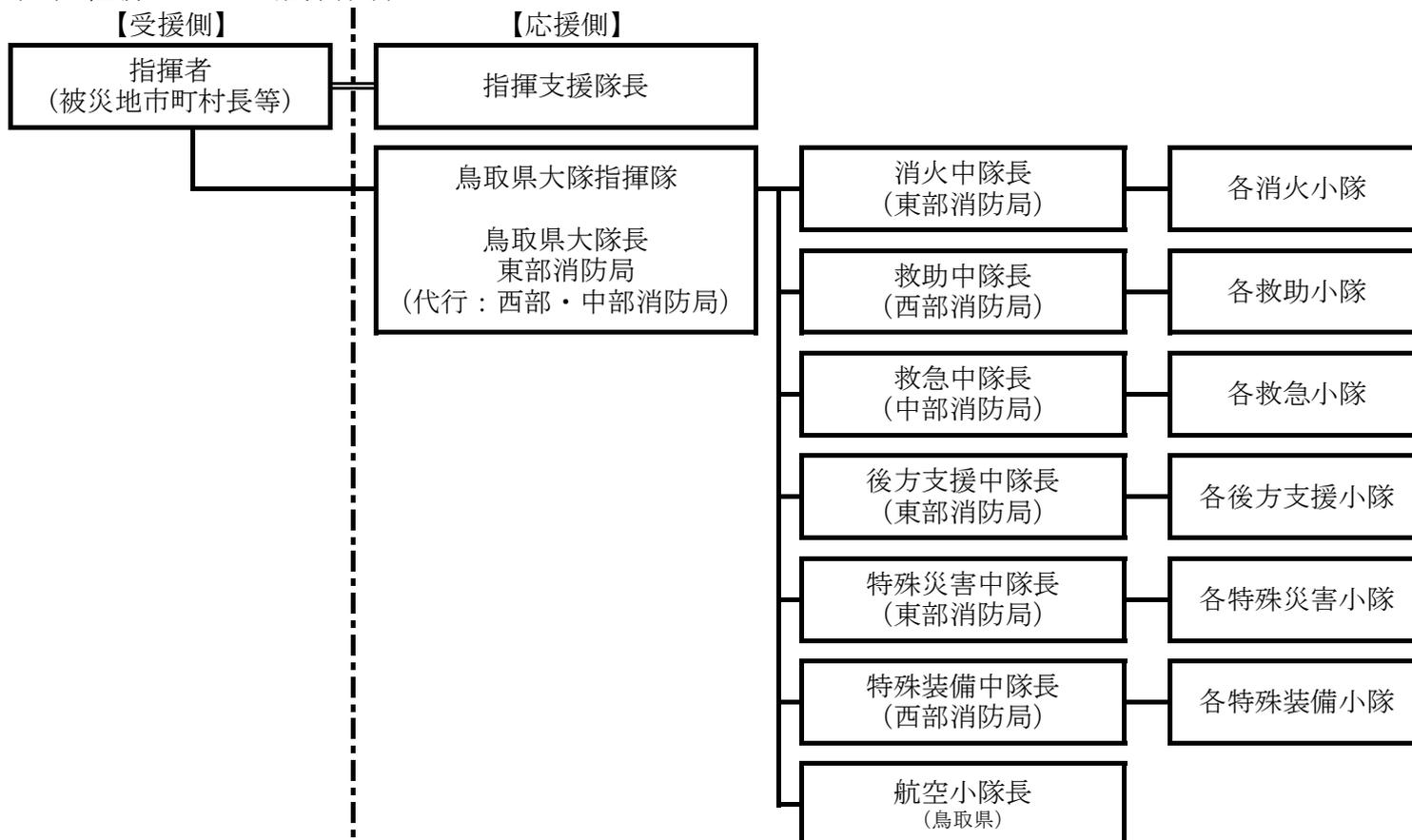
# 鳥取県大隊等指揮体制

## 1 地震等大規模災害

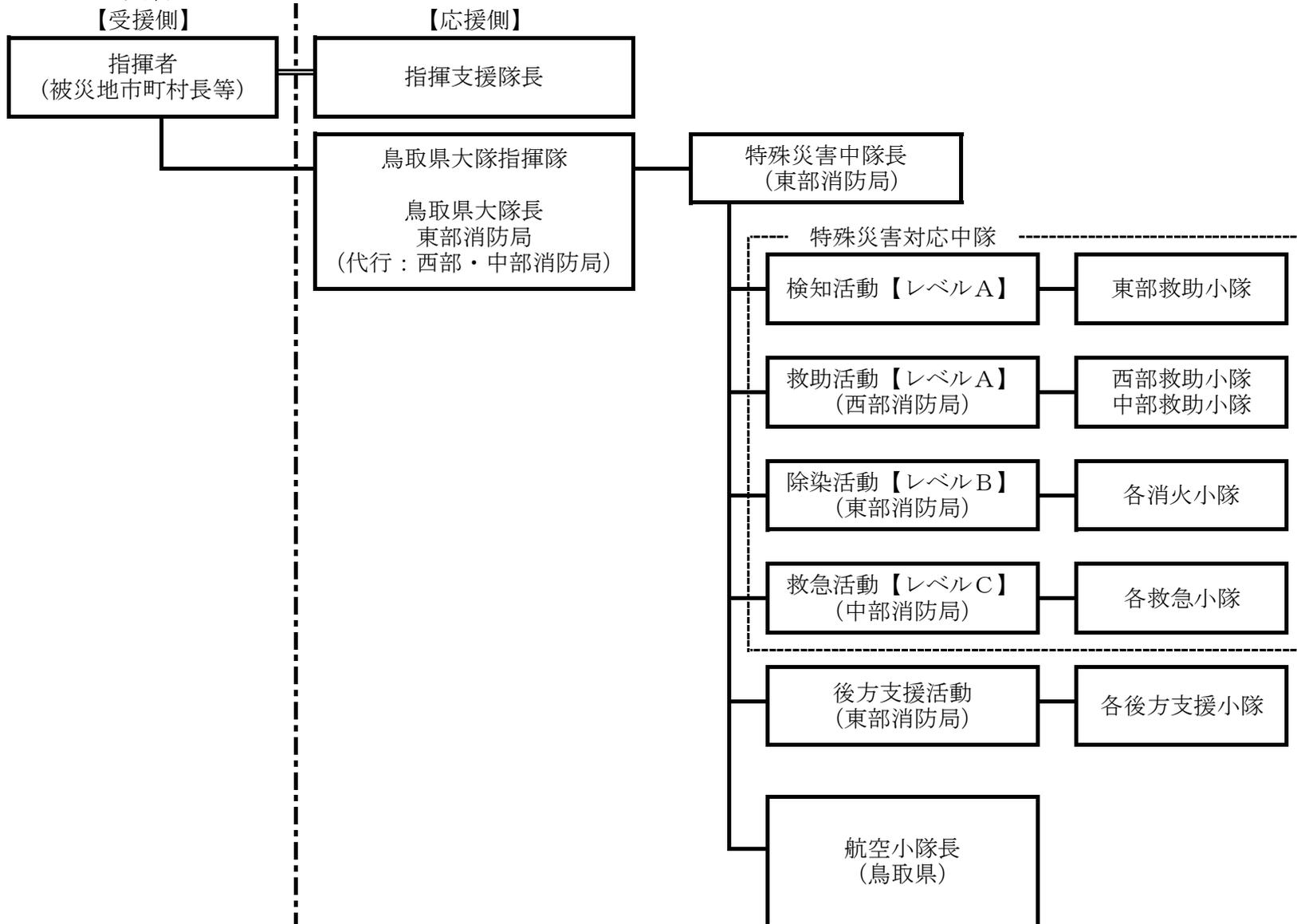
### (1) 消防局別による指揮体制



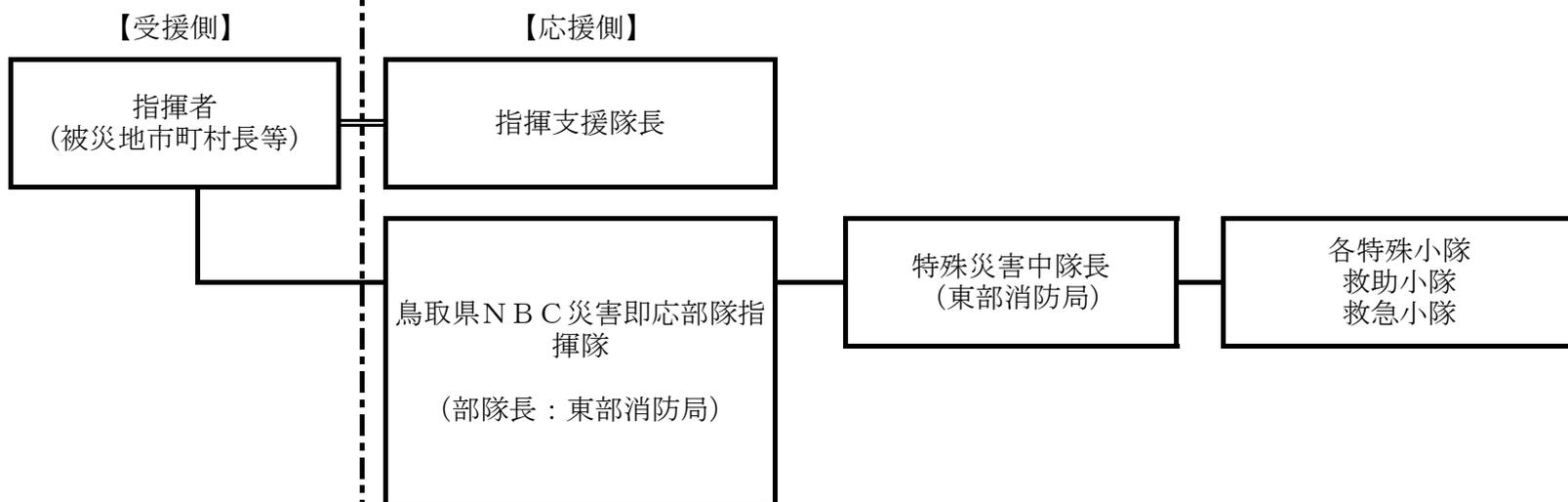
### (2) 任務別による指揮体制



2 NBC災害



3 NBC災害即応部隊



4 土砂・風水害機動支援部隊





## 別紙第3

公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	年 月 日
道路名及び区間	道路名 I Cから I Cまで (入口) (出口)
乗車責任者の職、氏名	
車両登録番号	
<p>この車両は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。</p> <p>災害名：</p> <p>年 月 日</p> <p>発行者 職氏名 印</p>	

※発行番号は災害毎の一連番号とする。

## 別紙第3

公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	年 月 日
道路名及び区間	道路名 I Cから I Cまで (入口) (出口)
乗車責任者の職、氏名	
車両登録番号	
<p>この車両は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。</p> <p>災害名：</p> <p>年 月 日</p> <p>発行者 職氏名 印</p>	

※発行番号は災害毎の一連番号とする。

緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告  
都道府県名:

消防本部名						
消防本部コード						
公務証明書発行番号						
公務証明書発行日						
車両登録番号						
緊急消防援助隊登録部隊種別						
車隊長	階級					
	氏名					
通過した 有料道路 I	道路名称					
	道路の区分 (※)					
	区間	IC名 (入口)				
		IC名 (出口)				
	通過月日					
往路・復路の区分						
通過した 有料道路 II	道路名称					
	道路の区分 (※)					
	区間	IC名 (入口)				
		IC名 (出口)				
	通過月日					
往路・復路の区分						
通過した 有料道路 III	道路名称					
	道路の区分 (※)					
	区間	IC名 (入口)				
		IC名 (出口)				
	通過月日					
往路・復路の区分						
通過した 有料道路 IV	道路名称					
	道路の区分 (※)					
	区間	IC名 (入口)				
		IC名 (出口)				
	通過月日					
往路・復路の区分						
通過した 有料道路 V	道路名称					
	道路の区分 (※)					
	区間	IC名 (入口)				
		IC名 (出口)				
	通過月日					
往路・復路の区分						
通過した 有料道路 VI	道路名称					
	道路の区分 (※)					
	区間	IC名 (入口)				
		IC名 (出口)				
	通過月日					
往路・復路の区分						

(注1: 上表中の「道路の区分」欄には、東日本高速道路株式会社管轄道路は1、中日本高速道路株式会社管轄道路は2、西日本高速道路株式会社管轄道路は3、首都高速道路は4、阪神高速道路は5、本州四国連絡道路は6、指定都市高速道路のうち名古屋高速道路は7、広島高速道路は8、福岡北九州高速道路は9と記入してください。)

(注2: 多くの車両がある場合は、本表を横に拡張してください。)

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

**消防庁**

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

**現地派遣職員**

派遣場所	職・氏名	TEL

**〇〇都道府県**

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

**〇〇市町村**

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

**緊急消防援助隊**

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			
航空後方支 援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 ( ) 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助		救急	合計
	件数	件		件	件	人
	救助・搬送人数	人		人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件		件	件	人
		人		人	人	
宿営場所	名称			所在地		
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~		時 分		
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

# 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
消 防 長 }

送付先:


消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	〇〇 年 月 日	時 分頃	
災害発生場所	都道 府県	市区 町村	
災害名			
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	〇〇 年 月 日	時 分	
災害の状況			
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等	石油コンビナート等	

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る 連絡事項		
【隊の指定情報】		

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊※1
航空部隊	航空小隊※1
	航空後方支援小隊※1
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 出動可能隊数・出動隊数の報告( 都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分  
出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時	分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	時	分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ( )内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳	
指揮隊	( )	( )	( )	( )		
消火小隊	( )	( )	( )	( )		
救助小隊	( )	( )	( )	( )	水陸両用バギー: 台	
救急小隊	( )	( )	( )	( )		
後方支援小隊	( )	( )	( )	( )		
通信支援小隊	( )	( )	( )	( )		
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	( )	( )	( )	( )	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	( )	( )	( )	( )	中型水陸両用車: 台
	( )	( )	( )	( )		
	( )	( )	( )	( )		

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

合 計	( )	( )	( )	( )	
-----	-----	-----	-----	-----	--

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

# 出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分  
 出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長  
 消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿  
 (都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)
指揮 支援 部隊	統括指揮支援隊		: 頃			:	
	指揮支援隊		: 頃			:	
	航空指揮支援隊※1		: 頃			:	<航空隊名、同時出動可否>
航空 部隊	航空後方支援小隊※1		: 頃			:	
	航空小隊※1		: 頃			:	<機体愛称>
土砂・ 風水害 機動 支援 部隊	指揮隊		: 頃			:	
	救助小隊						水陸両用バギー: 台
	特殊装備小隊						重機: 台
	特殊装備小隊						中型水陸両用車: 台
	後方支援小隊						
【その他特殊な装備品の情報】							
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台							
合 計							
	指揮隊		: 頃			:	
合 計							

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること  
 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること  
 ※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX



# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先: 


消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 1 区分		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統合機動部隊のみが対象)【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 2 区分		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動  【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

## 1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
出動日時 <sup>※1</sup>	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

## 2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

## 3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

## 4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所※4	救助人数	備考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

## 5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

## 6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

## 7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

## 8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照